

# 医療提供体制の確保に向けた財政支援措置の延長について

## 財政支援の延長

- ・ 7月末に期限を迎える下記の財政支援措置について、新規感染者数が全国的に上昇している中、自宅や高齢者施設等の対応強化も含め、必要な医療提供体制を確保していくため、特例的に9月末までの延長を行う。
- ・ なお、延長に際し、より効果的な財政支援措置にする観点から一部要件の見直しを行う。

措置内容	現行の期限	特例的な延長
診療・検査医療機関（発熱外来）が公表されている場合の診療報酬の追加的対応 <b>（300点⇒550点）</b>	～7月末	～9月末 (※1)
重症化リスクの高いコロナ自宅療養者に対する電話等初再診の診療報酬の追加的対応 <b>（250点⇒397点）</b>	～7月末	～9月末
高齢者施設等に看護職員を派遣した場合の補助の引き上げ <b>（5520円/時間⇒8280円/時間）</b>	～7月末	～9月末
施設内療養を行う高齢者施設等への補助の拡充 <b>（最大15万円⇒30万円）</b>	～7月末	～9月末
転入院支援のための即応病床への緊急支援 <b>（450万円/床）</b>	～7月末	～9月末 (※2)

※1 公表率は9割に達しているが、新規感染者数が全国的に上昇していることを踏まえて特例的に延長。診療・検査医療機関（発熱外来）の標榜・公表の促進の趣旨を踏まえ、初診時を算定の対象とする。

※2 病床確保及び患者受入の実効性を高める観点から、9月末までの間に即応病床使用率が25%以上となった医療機関を対象とする。